

いじめ防止対策基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

本校ではいじめを決して許さないという決意のもといじめ問題への理解を深め、全教職員が組織的に対応していくことにより、学校生活の中で、生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努めてまいります。

学校長 林 健司

1. いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは重大な人権問題であり決して許されない行為である。しかし、いじめほどの生徒でも、どの学校でも起こり得ることから、学校・家庭・生徒が一体となって未然防止・いじめ確認・早期対応に取り組む。
- ・いじめ問題への取り組みは、学校長統括のもと、組織的な取り組みが必要であり、「いじめのない学級・学年・学校」を目指し予防的教育活動を行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 2条」より

(2) いじめ防止対策委員会の設置

本校における「いじめ防止対策委員会」を設置し、校長・教頭・管理職・生活指導係教師会 養護教諭・カウンセラーで構成する。

2. いじめ防止の取り組み

(1) 未然防止

- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・いじめの未然防止のために、体罰はもとより教師の言動や態度が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員自身が人権意識を高く保ち、生徒の生活を観察し、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・教育活動の全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験学習等の推進により、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導していく。

(2) 早期発見

- ・いじめは、教師(大人)の気づきにくい時間や場所で発生し、遊びやふざけあいの延長上で発生することが多々あることを考えると、いつでもいじめが起こり得るので、些細な言動から、生徒のSOSを敏感に感じ取り、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。
- ・詳細な連絡により家庭との意思の疎通を図り、生徒・保護者との信頼関係を持ったうえで、定期的に「いじめ生活調査アンケート」を実施し、いじめの兆候となる情報を集め分析し、実態把握に努め、学年教師・管理職と共有し対応する。

(3) 早期対応

- ・いじめの情報がいったときは、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。
- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- ・全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等との連携のもとで対応に取り組む。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて関係機関とも相談し連携して行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

3. 重大事態への対応

- ・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに「重大事態調査委員会」を設置し、解決に当たる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、重大事態に係る事実関係を明確にするために警察に調査への協力を依頼することがある。